



1

テレビ放送規格の決定まで ～メガ論争とは何だったか～



村上 聖一

(NHK 放送文化研究所)

- 1 はじめに
- 2 テレビ規格をめぐる議論の発端
- 3 メガ論争の舞台となった「聴聞」
- 4 異議申し立てと決着
- 5 おわりに ～メガ論争とは何だったか



1 はじめに

日本でテレビの本放送が開始されたのは、終戦から7年半が経過した1953(昭和28)年2月のことである。もともと日本でのテレビ開発は1920年代から始まり、1930年代後半には実用化のレベルに達していたが、戦争の拡大によって開発は中断を余儀なくされた。そして、終戦後もGHQが一時、テレビ研究を禁止したことで、技術開発で欧米に後れをとった¹⁾。そうしたなか、1950年前後になると、戦前から放送が開始されていたアメリカでテレビの普及が進むとともに、ヨーロッパでもテレビ放送の再開が相次いだことで、日本でもテレビ放送が待望されるようになった。

テレビ放送開始に向けた動きが活発化するなかで、日本国内では、アメリカの技術を導入して早期に放送を開始するか、あるいは、戦前からの研究を基礎にあくまでも国産技術の実用化を目指すかという対立が先鋭化した。その過程で起きたのが、1951年から1952年にかけての「メガ論争」である。論争では、テレビ用の周波数帯幅をめぐる、アメリカ方式の6メガを採用するか、NHKや国内メーカーが主張する7メガを採用するかで激しい議論になった。以下では、テレビの規格(標準方式²⁾)の決定にあたり、何が争点となり、どのような議論が行われたのかを振り返ることにしたい。

論争の経緯を整理すると、放送行政を所管していた電波監理委員会(独立行政委員会として1950年設立)が1951年10月、白黒テレビの標準方式について、周波数帯幅を6メガとする案をまとめ、関係者からの聴聞手続きののち、1952年2月に原案どおり決定した。これに対しては、7メガを主張するNHKや国内の電機メーカーが異議申し立てを行ったものの覆らず、同年6月に6メガ方式が確定したというものである。決着後は、各社ともアメリカと共通の6メガ方式で開局に向けた準備を進め、1953

年2月にNHK、半年後の8月に日本テレビが本放送を開始した（表1）。

アメリカ方式の採用による決着は、基本的には国産技術を基礎に開発が進められてきた放送の歴史のなかでは例外的なものであり、それゆえ、これまでもしばしば論じられてきた³⁾。そのなかでは、戦前から開発を続けてきたNHKの動きやテレビ受像機の開発を進めていた電機メーカーの主張、アメリカの支援を背景にテレビ放送網を築き上げようとした日本テレビのねらいなど、さまざまな関係者の動向が明らかにされている。他方、メガ論争の過程では、技術論に加えて、テレビ放送の目的は何か、家庭向けだけではなく教育での活用も考慮して規格を選択すべきではないか、といった議論もなされているが、そうした議論の多様性については十分に触れられてこなかった面がある。本稿では、そうした点にも注目しつ

表1 「メガ論争」の経緯

年	月 日	内 容
1951年	9月4日	「日本テレビ放送網」設立構想発表
	10月2日	日本テレビがテレビ局開設の免許申請
	10月23日	電波監理委員会、「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案」を作成（周波数帯幅 6メガサイクル、画像数毎秒30枚、走査線数525本）
	10月27日	NHKがテレビ局（東京・大阪・名古屋）開局の免許申請
1952年	1月17日 ～19日	「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案」に関する聴聞
	2月16日	電波監理委員会が白黒テレビの標準方式を決定（周波数帯幅 6メガサイクルなど原案と同じ）
	3月19日、 26日	標準方式決定に対し、無線通信機械工業会やNHKが電波監理委員会に異議申し立て
	4月15日 ～5月2日	異議申し立てを受けた標準方式に関する再聴聞（通算8日間にわたって開催）
	6月10日	電波監理委員会、NHKや無線通信機械工業会の異議申し立てを棄却
	7月31日	電波監理委員会が日本テレビに予備免許
	12月26日	NHK（東京テレビジョン局）に予備免許
1953年	2月1日	NHKがテレビ本放送開始
	8月28日	日本テレビがテレビ本放送開始

（出典）電波監理委員会聴聞記録、『放送五十年史』、『20世紀放送史』

つ、電波監理委員会の聴聞記録など当時の資料を基に、改めてどのような議論がなされたのかを振り返ることにしたい。

2 テレビ規格をめぐる議論の発端

(1) 技術開発の経緯と「正力テレビ構想」

メガ論争の検討に先立ち、それまでの日本でのテレビ開発の歴史を簡単に振り返る。まず、浜松高等工業学校の高柳健次郎が1924(大正13)年、本格的な研究に着手し、ラジオ放送が始まった翌年の1926年には、早くもブラウン管上に「イ」の字を映し出すテレビ伝送実験に成功した。以降、テレビ技術の開発は、1930(昭和5)年に設立された日本放送協会技術研究所などで続けられ、1940年に東京で開催が予定されていたオリンピック大会ではテレビによる実況放送が行われる予定だった。しかし、日中戦争が拡大するなか、政府は東京オリンピックの中止を決定し、その後、日本が太平洋戦争に突入したことで、テレビ研究は中断を余儀なくされた⁴⁾。

終戦直後、テレビ研究の再開に向けた動きが進んだが、占領当局(GHQ)は1945年12月、通信院の電気試験所に対し、テレビ研究を禁止する覚書を出した。テレビ研究を軍事研究の一環と見なすとともに、ラジオや電話も不十分ななかでテレビ開発を行うのは時期尚早との見方があったためである。しかし、関係者の努力やアメリカの技術者の協力もあって、翌1946年6月、GHQは、NHKの技術研究所に対して研究を再開してもよいと伝え、電気試験所に対しても同年7月に禁止を解除したことで、日本国内でのテレビ研究が再開された⁵⁾。

NHK技術研究所では、戦前の走査線数441本、画像数毎秒25枚の規格を踏襲して開発を進め、1948年6月には、戦後初の有線によるテレビ公開実験を行った。こうして国内のテレビ研究が活発化するとともに、テレビの標準方式を統一しようとする動きが起り、メーカーで作る無線通信

機械工業会は1948年4月、アメリカ方式に準じて、441本方式よりも鮮明な画像が得られる走査線数525本、画像数毎秒25枚の暫定標準方式を決定した⁶⁾。NHKは1950年に無線によるテレビの公開実験を開始し、翌1951年4月には、1953年度から本放送に入ることを目標に実験放送と試験放送を行うことを決定した⁷⁾。

一方、この時期、日本でのテレビ放送開始に向けて、もう一つの動きがアメリカから伝わってきた。三極真空管やトーキーの発明で知られるアメリカのド・フォレストが、日本でテレビ放送を事業化したいと旧知の皆川芳造（のちに日本テレビ取締役）に共同出願を勧める手紙を送った。皆川は、日産コンツェルンを興した実業家、鮎川義介に相談し、1948年の年末、鮎川の仲介で、その計画は読売新聞社社長などを務めた正力松太郎のところに持ち込まれた。もともと、正力は当時、公職追放の身で、テレビの事業化に直ちに乗り出すことができない状況ではなかった。このため、鮎川や皆川はアメリカの国務省やGHQに正力の追放解除を働きかけたが、GHQは1949年11月、正力の追放解除は不可との判断を示した。この時点で、日本における民間テレビ構想はいったん挫折した⁸⁾。

しかし、1951年8月に追放が解除されると、正力は改めて、アメリカの技術を導入してテレビ放送網を日本国内に広げることを計画し、同年9月、「正カテレビ構想」を発表した。構想では、▷第1期として、東京都内に映像10キロワット、音声5キロワットの送信機を備えた中央送信所を6か月以内に建設し、放送を開始する、▷第2期として、大阪と名古屋で同様の計画を実行し、放送を開始する、▷第3期として1年以内に全国の22か所に送信所や中継施設を設けて全国テレビネットワークを完成する、としていた。この構想の特徴は、全国の山頂をマイクロ波でつなぎ、テレビ放送だけでなく、ファクシミリや電話など広範な通信網の整備を目指した点にあった⁹⁾。正力は、社名を「日本テレビ放送網」とし、同年10月2日、電波監理委員会にテレビ局開局の免許申請を提出した。こうした動きにNHKや民放ラジオ各社は強い衝撃を受けた。そして、NHKは、

テレビ放送開始に向けた準備を急ぎ、10月27日、東京、大阪、名古屋のテレビ局と7つの中継局の開局のため、電波監理委員会に免許の申請を行った¹⁰⁾。

(2) 焦点となった周波数帯幅

日本テレビとNHKとの間でテレビ放送の先陣争いが起きるなか、焦点となったのがテレビ1チャンネル当たりの周波数帯幅である。正力率いる日本テレビは6メガサイクル（以下、6メガと表記）を主張した。日本テレビは、6メガがアメリカのテレビ方式と同じであり、スタジオ機器から送受信機まですべて導入することでアメリカとの技術や番組の交流が可能となり、早期に放送を開始できると主張した。これに対して、NHKは、テレビ開発は国内の技術や受像機の生産能力の発達を見極めつつ、漸進的に進めるべきであり、「天然色テレビ」（カラーテレビ）の到来に備えるためにも、より多くの情報量を盛り込める7メガが妥当であると主張した。

こうした対立の一方で、1950年に施行された放送法や電波法には、テレビの標準方式に関する具体的な条文はなく、その決定は、放送法施行と同時に発足した電波監理委員会に委ねられた¹¹⁾。仮に、標準方式が統一されず、放送局がそれぞれ異なる規格で電波を送出した場合、視聴者は、放送局にあわせて別々のテレビ受像機を持たなければならなくなる。当時、アメリカはNTSC方式（周波数帯幅6メガ）で統一されていたが、ヨーロッパではSECAM方式とPAL方式が併存しており、日本としてはそうした規格の併存は避けたいところだった¹²⁾。

電波監理委員会は、海外視察などを通じて欧米先進国の状況を調査し、1951年10月、「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案」を作成した。骨子は、①テレビの画像・音声を送る周波数帯幅は6メガ、②同期信号は電源の周波数に対して非同期、③画像数は毎秒30枚、④走査線数は525本、の4点で、②を除けば、アメリカのNTSC方式と同じで、

日本テレビの主張に沿ったものだった¹³⁾。技術導入をめぐる状況について、電波監理長官（委員会の事務方トップ）の長谷慎一は当時の座談会で、「今は何も国粋的に考える必要はないので、どっちが経済的か、又やろうと思うことがより早く出来るかそういう観点からやれば良い。（中略）いつまで経っても、何年も追いかけているようでは仕様がなくて、その点はおおらかに考えていいのではないかと¹⁴⁾」と述べている。

ところが、委員会案が公開されると、NHKや電機メーカー、技術開発を続けてきた研究者から反発の声が上がった。日本テレビの社史によると、全国の教育団体、婦人団体、地方公共団体、ラジオ商組合、農業組合、労働組合などによる陳情文の間断なき波状攻撃が行われ、電波監理委員会、首相官邸、国会などに次々に山積みになったという¹⁵⁾。一方、日本テレビは、正力松太郎の指示で、幹部一同、早朝から電波監理委員会の幹部の自宅を訪問し、技術的に最高の映像を出しているのはアメリカの6メガ方式だとして、アメリカ方式の採用の説得を続けた¹⁶⁾。当時の状況について、電波監理委員会の委員長を務めた網島毅は、「純粹の技術問題以外に各種の利害関係が絡んだ極めて判断が難しい問題で、他の委員の方々と相談して多数決で決めたらいいのではないかと考えていた¹⁷⁾」とのちに述べている。6メガ派と7メガ派の対立が激しさを増すなか、電波監理委員会は、標準方式を決定するため、電波法に基づく聴聞を開催することになった。

3 メガ論争の舞台となった「聴聞」

(1) 電波監理委員会の聴聞

聴聞は、行政庁の一方的な権利行使によって不当な結果が生じることがないように、広く利害関係者や学識経験者の意見を聞いて結論を出すための制度で、終戦後の行政民主化の過程で新設された¹⁸⁾。聴聞の審理官は電

波監理委員会によって指名され、審理官が提出する調書と意見書を基に、電波監理委員会が最終的な決定を行う。調書や意見書は公開され、結論が妥当なものかどうかを国民が判断できる点が制度の特徴である¹⁹⁾。

テレビの標準方式をめぐる聴聞は、東京・青山の電波監理委員会で1952(昭和27)年1月17日から3日間開催された。聴聞には利害関係者11人と、参考人として招かれた6人のあわせて17人が意見陳述を行った(表2)。聴聞の内容は、標準方式を定めるための専門的な議論が中心だったが、その模様が公開され、報道されたことで、「メガ論争」として注目を集めた²⁰⁾。

このうち、6メガ案を支持したのは、日本テレビとテレビ技術者の八木

表2 第13回電波監理委員会聴聞の関係者(1952年1月)

	担当・社名など	氏名(代表者)
利害関係者 ²¹⁾	日本テレビジョン放送協会	坂本弘道
	神戸工業	高尾繁造
	全日本放送	河端作兵衛
	東京芝浦電気	石坂泰三
	日本コロムビア	秦米造
	日本テレビジョン放送網	正力松太郎
	日本電気	渡辺斌衛
	日本ビクター	橘弘作
	日本放送協会	古垣鉄郎
	松下電器産業	松下幸之助
	無線通信機械工業会	楠瀬熊彦 高柳健次郎(代理人)
参考人	日本放送協会技術研究所音響研究部長	島茂雄
	工業技術庁標準部長	鈴木平
	通商産業省通商機械局長	玉置敬三
	法政大学教授	千葉茂太郎
	静岡大学教授	堀井隆
	日本学術会議会員	八木秀次

(出典) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料 事案 白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式案」

秀次である。日本テレビ発起人の清水興七郎は意見陳述で、各国でテレビの規格を統一しようと努力しているなか、日本が新たな方式を加えるのは好ましくないと述べた。また、7メガの独自方式を採用した場合、番組の国際交流に支障を来すうえ、機器の輸出にも影響すると主張した。さらに、周波数帯幅を狭くしたほうがチャンネル数を増やせる点や、6メガ案がカラー放送への移行にも十分配慮している点にも言及した²²⁾。

一方、それ以外の関係者は電波監理委員会の原案に反対した。NHK副会長の小松繁は、アメリカでは6メガ方式でカラーテレビの実用化を図ろうとしているが困難に直面しているとして、十分考慮する必要があると主張した。そのうえで、標準方式をいったん決定すると、その後の変更は容易ではないことから、今回は決定を急がず、6メガ案はまず試験放送に適用し、その実績を見極めたうえで正式な標準方式を決めるべきだとした²³⁾。また、電機メーカーで作る無線通信機械工業会も、白黒テレビのみを考慮して規格を決定したアメリカでは、カラーテレビの実用化が難航しているとして、これから規格を決定する日本では、カラーテレビに移行する場合のことを十分考慮して標準方式を決定すべきと主張した²⁴⁾。さらに、戦前からテレビ研究を続けてきた高柳健次郎は、日本の東西で周波数が分かれる電力や、狭軌を採用した鉄道のように、その時々思いつきや便宜で標準方式を決めた場合、将来に禍根を残すとして、標準方式は暫定的なものとし、十分な調査研究のちに最終的な決定を下すべきと述べた²⁵⁾。

こうした主張に対しては、八木アンテナの発明者として知られる八木秀次（6メガ案支持）が、「日本の技術界、研究界の人が、七メガでなければできませんというような泣き言をいわれるのは、私は技術家の先輩として実に心外である」などと述べ、原案どおり進めるよう強く主張した²⁶⁾。こうした議論の様子について、聴聞を取材した電波タイムス社の阿川秀雄は、「あるときは検事と被告のように、またあるときは歌舞伎の『勧進帳』、たとえば安宅の関における“富樫と弁慶”の聴聞の場をしのばせるような情景が展開され、満場を緊迫させ、また手に汗にぎらせる場面が

次々に繰り展げられた²⁷⁾」と記録している。議論の構図を整理したのが表3である。

表3 テレビ規格をめぐる議論の構図

賛否	関係者	理由
原案に賛成	日本テレビ、八木秀次	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカの設備を一部改造すれば、日本で直ちに使用でき、テレビの早期普及を図ることができる ・日本でテレビの早期普及を図ることが、エレクトロニクス産業の復興に有益 ・アメリカの6メガの画質はヨーロッパの7メガの画質に見劣りしない
原案に反対	NHK	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のテレビ放送の技術はNHKが開発中 ・標準方式はカラーテレビの発展を阻害するものではあつてはならず、現段階で白黒テレビのみを考えた技術方式を決定するのは危険
	民放ラジオ事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ラジオ放送の経営の先行きが不明ななか、さらにテレビ放送の計画を立てる余裕はない ・テレビは、ラジオ放送の成果を見てから考えるべき
	高柳健次郎	<ul style="list-style-type: none"> ・時間をかけて研究を完成させ、テレビは日本国産の技術で行うべき ・7メガを採用したほうが送受信装置としては技術的に簡単となり、カラーテレビでも画面の精細度が高くなる
	電機メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカと同一方式を採用すれば、中古品を含め、アメリカ製のテレビ受像機が日本に流れ込み、日本の電子産業にとって大きな打撃になる

(出典) 網島毅 (1992) 『波濤 電波とともに五十年』を基に整理

(2) 聴聞を受けた電波監理委員会の判断

聴聞から約半月が経過した2月4日、聴聞の主任審理官を務めた柴橋国隆から意見書が電波監理委員会に提出された。意見書は、周波数帯幅（6メガ／7メガ）の適否について、聴聞で行われた各当事者の主張や提出された証拠によっては判定困難とし、さらなる検討を委員会に求めた²⁸⁾。意見書はまた、「広く各方面の意見を求め、関連するすべての問題について慎重な検討を遂げ、ただに電波監理的見地からするのみならず一層高い

国家的見地から基本方針を定めるのが最も賢明である²⁹⁾」とも指摘した。

このため、電波監理委員会は、周波数帯幅の問題について、テレビ放送の時期尚早論やアメリカの技術導入の是非をめぐる議論とあわせて、改めて検討を行った。このうち、時期尚早論は、アメリカでは既に広くテレビが普及し、ヨーロッパでも戦前にテレビ放送が始まっていたとして退けられた。また、アメリカの技術導入の是非に関しても、戦争によって日本のテレビ開発が停滞し、欧米の技術に一步譲る状況にあったことから、日本独自の技術を採用すべきとする議論にはならず、結局、焦点は6メガ、7メガをめぐる問題になった³⁰⁾。

この選択をめぐっては、電波監理委員会は、白黒テレビに関しては6メガで十分な画質が確保できると判断した。また、聴聞では、カラーテレビでは7メガのほうが有利とする主張もなされたが、電波監理委員会は、「わが国における天然色方式の画の品位をいかに選ぶかの判断に当たっても、実績を持つ米国のそれにならうことがより現実的であると考えるのである³¹⁾」と判断した。アメリカでは、6メガ方式で白黒テレビと両立性のあるカラーテレビが研究されており、将来、カラー放送が始まった場合でも白黒テレビをそのまま使い続けられる点も考慮された³²⁾。

また、6メガ、7メガの選択をめぐっては、技術面での適否に加えて、国内産業の保護という論点も存在したが、電波監理委員会は、問題を決定するうえで考慮すべき事項にはならないとした。国内の電機メーカーにとっては、アメリカと同様の規格を採用することでアメリカ製のテレビ受像機が安い価格で大量に輸入されれば、大きな打撃を受けるのではないかという懸念があったが、委員会としては、あくまでも技術的な観点から判断を行ったことになる。委員の意見の大勢は、「この問題はわが国の機器製造業者や販売業者の努力如何に関係する問題であって、日本の機器が高品質で安価であるならば米国へ逆に輸出することも可能となるであろう³³⁾」というものだった。こうして電波監理委員会は2月16日、白黒テレビの標準方式を原案どおり6メガ方式とすることを決定した³⁴⁾。

4 異議申し立てと決着

(1) 再聴聞での多様な議論

しかし、電波監理委員会が標準方式を決定したのちも、テレビ規格をめぐる議論は決着しなかった。国会でも、参議院電気通信委員会で、決定に不満を持つ委員の発議で1952(昭和27)年3月4日と6日、関連の質疑が行われた。質疑には、日本テレビとNHKの関係者や、技術者の八木秀次、高柳健次郎が招かれ、聴聞と同様の議論が繰り返された。こうしたなか、3月19日、無線通信機械工業会が電波法に基づき、決定に対する異議申し立てを行い、3月26日にはNHKもそれに続いた³⁵⁾。いずれもテレビの周波数帯幅は7メガが適当であるとして決定の変更を求めたものである。

これを受けて、1月に続き、再度の聴聞が4月15日から5月2日にかけて、通算8日間にわたって開催されることになった。1月の聴聞では参考人はテレビ技術の専門家に限られたが、再聴聞には多様な分野の有識者や教育関係者が出席し、参考人は28人に上った(表4)。そこでは、技術論に加え、テレビ放送の目的や想定される視聴形態をめぐって幅広く議論がなされた³⁶⁾。テレビが主に家庭で視聴されるか、あるいは集団視聴にも利用されるかといった用途によって、求められる画質にも違いが生じ、それが周波数帯幅の問題とも関係するとの見方があったためである。以下、参考人の意見を見ていく。

このうち、物理学者で随筆家としても知られる中谷宇吉郎は、家庭向けではアメリカで実用化されている解像度で十分だが、教育用や公共用としてテレビを使うのであれば、分解能が大きいものがよいのではないかと主張した³⁷⁾。そして、アメリカの例から見て、家庭にテレビが入るのは子どもには好ましくなく、テレビは教育用として20~30人で見られるようにするのが望ましいと述べた³⁸⁾。

表4 第14回電波監理委員会聴聞の参考人³⁹⁾

	担当・社名など	氏名(代表者)
参考人 (4/24出席)	日本放送協会技術研究所電子管研究部長	山下彰
	日本学術会議会員	八木秀次
	日本放送協会技術研究所テレビジョン研究部副部長	塩見多津一
	日本テレビジョンアマチュア研究会理事長	笠原功一
	東北大学教授	宇田新太郎
	法政大学教授	千葉茂太郎
	ラジオ東京・朝日放送技術顧問	伊藤豊
	国家地方警察本部通信監	小野孝
参考人 (4/26出席)	北海道大学教授(物理学)	中谷宇吉郎
	お茶の水大学教授(教育心理学)	波多野完治
	東京工業大学教授(金属工学, 評論家)	桶谷繁雄
	大映社長	永田雅一
	東京工業大学教授(心理学)	宮城音弥
	科学研究所員(音響・色彩学)	田口卯三郎
	青山中学校教諭	岩本時雄
	南山小学校教諭	高萩龍太郎
参考人 (4/28出席)	板橋第三中学校教諭	日比野輝雄
	日本放送協会技術研究所長	田辺義敏
	東京大学文学部講師(文芸評論家, 社会評論家)	中島健蔵
	日本電気玉川事業部無線技術課長	田中信高
	日本コロムビア取締役技師長	須子信一
	映画監督	山本嘉次郎
	元電波監理委員会委員	上村伸一
	日本電気玉川事業部真空管工場長	大沢壽一
参考人 (5/1出席)	松下電器産業ラジオ工場技術部長	久野古夫
	東京芝浦電気通信機技術部長	下村尚信
参考人 (口述書)	日本ビクター取締役技師長	高柳健次郎
	通商産業省通商機械局電気通信機械部無線課長	荒居清蔵

(出典) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1) 事案『白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式』決定に対する異議申し立てについて」

また、教育心理学が専門の波多野完治も、「相当テレビジョンに助力をおおがなければ、日本の視聴覚教育というもののは発展しない段階である⁴⁰⁾」

と述べ、日本では一つのクラスで70人、80人に及ぶところも少なくなく、そうしたなかでテレビを視聴させるためには、「画面を大きくしなければならぬことから言って、絵の画面がはっきりしていることが望ましい⁴¹⁾」と述べた⁴²⁾。さらに、3人の小中学校の教諭も意見を述べ、NHKの実験放送を学校のテレビ受像機で受信した際の状況を報告したうえで、テレビ画面が小さく鮮明度も十分ではないとして、より大きな画面で見られるような品位の高い放送を行うべきと主張した⁴³⁾。

これに対して、大映社長の永田雅一は、アメリカでテレビの普及状況を視察した経験をもとに、6メガ方式での早期開始を求めた。永田は、「高度な芸術性を持ったところの映画というのは劇場で鑑賞し、そうして家庭においてはテレビジョンにおいて鑑賞し楽しんで行く、こういう傾向になって行って、そうしてそのセットは、まず大きさというものは十二インチからたかだか十四インチ程度のものでいいのではないか⁴⁴⁾」と述べた。

このように再聴聞では、テレビは家庭で見るものか、集団で視聴するものか、あるいは、娯楽を主な目的にするか、教育にも用いるか、といった多様な議論が行われた。そして、テレビを教育目的などにも活用すべきと考える参考人の多くは7メガを支持した。テレビ放送をめぐるのは、戦前の開発段階では、遠くの人とやり取りをする通信としての用途、大画面を多くの人々で視聴する映画的な用途、家庭で視聴するラジオ的な用途など、さまざまな可能性が模索されていたが⁴⁵⁾、再聴聞の議論は、そうしたテレビの目的・用途をめぐる論点にまで及んだことになる。

(2) 異議申し立て棄却とテレビ放送の開始

再聴聞を受けて電波監理委員会は改めて審議を行ったが、6メガ方式を変更する必要はないとの結論に達し、6月10日、異議申し立てを棄却する決定を行った。決定では、テレビの目的について、「各家庭に普及され、家族団らんのうちに、マス・コミュニケーションとしての効用をあげ、

報道、教養、文化、娯楽等に貢献すべきもの⁴⁶⁾」と位置づけ、「映画その他とともに集団用又は学校教育用等のためにも広く利用されることは望ましいのであるが、むしろこれ等は、その主目的に付随された用途として考慮されるべきもの⁴⁷⁾」とした⁴⁸⁾。そして、家庭向けという目的を達成するうえでは、6メガを7メガにしたところで格段の向上を期待できるとは考えられないとした。さらに、カラーテレビへの移行に関しても、「最近のカラー・テレビジョン技術の目ざましい発展からみて、今日の技術の断面のみに基いて将来のカラー・テレビジョン技術を予測し断定することは危険⁴⁹⁾」と述べ、7メガにすることでカラーテレビへの移行がより円滑かつ経済的に進むとは考えられないと述べた⁵⁰⁾。

このように電波監理委員会は、テレビの主な用途は家庭での利用と位置づけたうえで、その目的を達成するためには、技術的には6メガ方式で十分であると結論づけたことになる。6メガ方式での放送が既にアメリカで確立され、テレビの普及が進んでいたことを考えれば、電波監理委員会としては、あえて開発途上の7メガ方式を採用し、テレビ開始を先延ばしする判断をする理屈は立てにくかったと言えよう。異議申し立ての棄却によって、「メガ論争」はようやく終結し、焦点は、テレビ放送の開始に向けた手続きの問題に移った。

その後の展開を簡単に見ておくと、メガ論争の決着以降もテレビの開局をめぐる激しい競争が続いたが、1952年7月31日、電波監理委員会廃止の日に日本テレビに対する予備免許の交付が決まった。しかし、日本テレビは、アメリカからの機器類の輸入が遅れたことで開局できない状態が続き、この間、準備を先行させたNHKが1953年2月、東京でテレビを開局させた。日本テレビが開局したのは、その半年余り後の同年8月のことである。もともと、NHKも当初、国産の技術のみでは対応できず、輸入品に多くを依存しての放送開始だった⁵¹⁾。

こうしてアメリカの技術を導入して始まったテレビ放送だが、その後、国産技術が急速に進歩し、1950年代末には、日本製の白黒テレビ受像機

がアメリカに輸出されるようになった⁵²⁾。国内メーカーへの打撃になるという当初の懸念とは異なり、アメリカと同一の規格を採用したことで輸出が拡大し、日本の技術の向上と産業の発展に寄与したと言える⁵³⁾。そして、カラーテレビの開発が焦点になると、NHK放送技術研究所や国内の電機メーカーはアメリカのNTSC方式に沿って研究を進めた。

一方、1社でテレビの全国ネットワークを構築しようとした「正力構想」は修正を余儀なくされた。中核であるマイクロ回線の整備に対して日本電信電話公社（電電公社）が強く反発し、テレビ進出を目指していた各地の民放ラジオ各社や新聞社も正力構想に反対したことで、1社で全国をカバーする当初の計画は実現不可能となった⁵⁴⁾。各地で誕生した民放テレビ局はネットワークを組む形で発達し、NHK・民放の二元体制のもとでテレビ放送が発展していくことになった。

5 おわりに ～メガ論争とは何だったか

ここまで見てきたように、メガ論争の背景には、アメリカの進んだテレビ技術を一挙に導入して全国的なテレビ放送網の実現を図ろうとした正力らの構想と、日本の過去のテレビ研究の成果や国内メーカーの生産体制、経営的な見通しなどを考慮しながら漸進的にテレビを導入しようとしたNHK・メーカーの構想との対立があった。そして、戦後のテレビ放送事業や受像機製造をめぐる主導権争いという面もあったことから論争が過熱することになった。このため、メガ論争は、単に技術規格としての妥当性を判断するといった議論にとどまらず、テレビ放送の目的は何か、その視聴形態はどのようなものかといった論点にまで拡大した。

最終的に、電波監理委員会は、技術的な観点から6メガ案を採用するに至ったが、決定にあたっては、テレビの主目的は家庭用であり、集団視聴は付随的なものとする判断が存在していた。もちろん、これによってテレ

ビの用途が限定されたわけではないが、テレビというメディアをどのような方向に発展させていくか、という基本的な考え方が政策担当者によって示された点で、メガ論争はテレビ放送の標準方式を決める以上の役割を果たしたとも考えられる。

また、電波監理委員会が公開での討論のもと、NHKや電機メーカーの主張を退け、日本テレビ1社が主張していた方式で決着させたという点でも、メガ論争はその後にはない特徴を持っている。そうした判断が可能になった背景には、電波監理委員会の政権からの独立性や、政策決定過程の透明性が確保されていた面があった。もちろん、当時は占領下だったことから、アメリカ政府の思惑が決定に影響した可能性はあるが⁵⁵⁾、そうした点を考慮したとしても、公開の場でテレビというメディアのあり方が幅広く議論され、規格の決定を正当化する根拠となった点で、行政委員会である電波監理委員会が果たした役割は大きかった。

こうしてメガ論争は、さまざまな関係者を巻き込んだ議論になったが、その後のテレビの発展を見るかぎり、決定がその後、大きな支障をもたらすことはなかったと言える。電波監理委員会の委員長を務めた網島毅は1994年のインタビューで、「実際に今の状況を見ても、6メガで困っている点の一つもありませんし、7メガの方が送受信装置としては技術的に簡単だという意見や、6メガだと画質が悪くなるという反対論がありました。現実にはそういう問題も起こらなかった。そういう意味でも、私どもの決定は間違っていないかと思います⁵⁶⁾」と述べている。NHKの技術開発担当の幹部も、「確かに今になって考えれば、技術の進歩が著しく、6メガのカラーテレビも案外早く実現しましたし、7メガを主張された方々の心配も解決されましたね⁵⁷⁾」と当時を振り返っている。

ここまでテレビの標準方式の決定過程について、メガ論争を軸に振り返ってきた。そこでは、戦前からテレビ開発を続けてきたNHKや電機メーカーと、アメリカの技術を導入しようとした日本テレビの主張が激しくぶつかり合い、技術論に限らない議論が多角的に行われた。最終的には、

電波監理委員会が技術的な観点から決定を行ったが、その過程では、公開の場で、テレビの可能性をめぐって多様な議論がなされた。そこでなされた議論は、テレビというメディアの性格がどのようにして方向づけられたのかを考えるうえで、今なお振り返る価値があると言える。

資料からの引用は、旧字体を新字体に改め、漢字カタカナ交じり文のカタカナはひらがなに改めたほか、句読点を補ったところがある。また、文中、敬称は省略した。引用中の（ ）内は、筆者による注記である。

注

- 1) NHK編（1977）『放送五十年史 資料編』458頁
- 2) 当時の文書では、「標準方式」という言葉が用いられていることから、引用に当たっては「標準方式」を用いるが、一般的な文脈では「規格」も用いる。
- 3) 電波監理委員会の委員長を務めた網島毅は、『波濤 電波とともに五十年』（電気通信振興会、1992年）で背景事情も含め、詳細に論争の経過を描いている。また、NHKによる『日本放送史』（1965年）、『放送五十年史』（1977年）、『20世紀放送史』（2001年）、日本テレビによる『大衆とともに25年 沿革史』（1978年）などにもメガ論争に関する記述がある。また、論争に関わった関係者の動向については、松田浩（1980）『ドキュメント放送戦後史1』双柿舎、猪瀬直樹（1990）『欲望のメディア』小学館、神松一三（2005）『日本テレビ放送網構想』と正力松太郎』三重大学出版会などが詳しい。
- 4) 前掲『波濤 電波とともに五十年』358-359頁
- 5) NHK編（1977）『放送五十年史 資料編』458頁
- 6) NHK編（2001）『20世紀放送史 上』359頁
- 7) 前掲『20世紀放送史 上』364頁
- 8) 前掲『20世紀放送史 上』361頁
- 9) 前掲『20世紀放送史 上』363頁
- 10) 前掲『20世紀放送史 上』364頁
- 11) 電波監理委員会にとっては、1951年4月の民放ラジオ16社に対する予備免許に続き、テレビの標準方式の決定が重要な課題となった。
- 12) 前掲『波濤 電波とともに五十年』364-366頁
- 13) ②の電源との非同期に関しては、日本が60ヘルツと50ヘルツの地域に分かれているため、電源の周波数をそのままテレビの送信機や受信機の同期用に使用できないことから、やむをえず取られた方策だった。前掲『波濤 電波とともに五十年』367頁
- 14) 小松繁・長沼弘毅・長谷川才次・長谷慎一「テレビを語る座談会」『電波時報』6巻10号（1951年11月）45頁
- 15) 日本テレビ放送網社史編纂室（1978）『大衆とともに25年 沿革史』19頁
- 16) 日本テレビ放送網（1984）『テレビ塔物語』145頁。電波監理委員への陳情が激化するなか、健康状態に不安を抱えていた電波監理委員会委員長の富安謙次が、聴聞会に先立つ1951年12月17日に辞表を提出した。富安は1952年2月6日に正式に辞任し、代わって委員を務めていた網島毅が委員長に就任している。NHK編（1977）『放送五十年史』375頁
- 17) 網島毅「『6メガ・7メガ論争』の決断は間違っていないかった」塚本芳和・和久井孝太郎・堀之内勝一監修（1996）『電子メディアの近代史』ニューメディア44頁
- 18) 荘宏・松田英一・村井修一（1950）『電波法 放送法 及電波監理委員会設置法詳解』日信出版228頁。なお、電波監理委員会における聴聞の位置づけについては、原田祐樹（2011）『電波監理委員会の意義・教訓』『情報通信政策レビュー』2巻48頁以下参照。当時の電波法は、聴聞の手続きが必要なものとして、①重要な電波監理委員会規則を制定しようとするとき、②重要な行政処分をしようとするとき、③電波監理委員会の処分に対する異議の申立があったとき、の3つを挙げている。また、電波監理委員会が必要と認める事項についても聴聞を行うことが可能だった。
- 19) 荘宏・松田英一・村井修一（1950）『電波法 放送法 及電波監理委員会設置法詳解』日信出版239頁
- 20) 調書と意見書は公衆の閲覧に供しなければならないとされ、その記録は参考資料も含め、330ページ余りの冊子として残されている。
- 21) 利害関係者は代表者のみ記載したが、聴聞には代理人が出席することが多かった。
- 22) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」19-23頁
- 23) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」24-26頁
- 24) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」26-31頁
- 25) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」49-51頁
- 26) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」185頁
- 27) 阿川秀雄（1995）『続・私の電波史』電波タイムス社235頁
- 28) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」293頁
- 29) 電波監理委員会「第十三回 電波監理委員会聴聞資料」331頁
- 30) 前掲『波濤 電波とともに五十年』373-375頁。このほか、日本独自の方式でテレビ放送を行った場合、将来、国際間の番組の中継や番組の交換が問題なく行われるかという懸念も示された。
- 31) 電波監理委員会「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式決定書」（1952年2月16日）13頁
- 32) 前掲『波濤 電波とともに五十年』377頁

- 33) 前掲『波瀾 電波とともに五十年』376頁
- 34) 電波監理委員会による「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式決定書」(1952年2月16日)。なお、『読売新聞』2月16日付夕刊にも「白黒式六メガを採用 電波監理委で断を下す」とする記事が掲載されている。決定に基づく昭和27年電波監理委員会規則第2号「白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式」は2月28日付で制定された。前掲『20世紀放送史 資料編』386-387頁。
- 35) 『NHK年鑑』1953年版127頁
- 36) 再聴聞の概要については、一島政一(1952)『テレビ聴聞会傍聴記』『放送文化』7巻7号24-26頁に簡潔にまとめられている。
- 37) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」546-547頁
- 38) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」548頁。また、心理学者の宮城音弥も、テレビを教育用に用いるならば、画質のよいほうが望ましいと述べた。「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」601-602頁
- 39) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1) 事案 4-12頁
- 40) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」568頁
- 41) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」569頁
- 42) このほか、文芸評論家の中島健蔵も、「例えば教育に使うとか、或いは学術的なものに使うとか、或いはその他いろいろ考えられることはあるが、できるだけよくしておくことが勿論いいと思います」と述べ、おおむねNHKやメーカーの主張に沿う発言を行った。電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」695頁
- 43) このときの教育関係者の主張に関しては、佐藤卓己が雑誌『放送教育』から引用する形で整理を行っている。佐藤卓己(2019)『テレビ的教養』岩波書店102-111頁
- 44) 電波監理委員会「第十四回 電波監理委員会聴聞調書(その1)」591頁
- 45) 太田美奈子(2019)『「通信」と「放送」が交錯する初期テレビ受容』『早稲田大学文学研究科紀要』64号は、東京帝国大学の星合正治の議論を参照しつつ、戦前の開発段階で想定されたテレビ放送のさまざまな可能性について指摘している。
- 46) 電波監理委員会「『白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式』決定に対する異議事件の決定書」(1952年6月10日)7頁
- 47) 電波監理委員会「『白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式』決定に対する異議事件の決定書」(1952年6月10日)8頁
- 48) テレビの用途に関しては、決定に先立って再聴聞の審理官が電波監理委員会に提出した意見書でも、「教育的効果から見ればテレビジョンは速く映画には及ばないのであって、教育手段としてあまりに多くをテレビジョンに期待することは、テレビジョンの持つ本来の特色と制約とを理解しないことに基くものかと思われる。所詮テレビジョンはラジオと同等と主として家庭に普及して、家庭団樂の裡にマス・コミュニケーションとしての効用を挙げて、報道、教養、文化、娯楽等に貢献するものと考えるのが最も自然な在り方と考えられるのである」と指摘されている。「第十四回 電波監理委員会聴聞意見書」167頁
- 49) 電波監理委員会「『白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式』決定に対する異議事件の決定書」(1952年6月10日)10頁
- 50) 電波監理委員会「『白黒式テレビジョン放送に関する送信の標準方式』決定に対する異議事件の決定書」(1952年6月10日)12頁
- 51) NHK総合放送文化研究所番組組部編(1978)『テレビ創業期の人たちの証言集I政策決定者編』(溝上銈氏にきく)35-36頁
- 52) 小代有希子(2022)『テレビジョンの文化史』明石書店137頁
- 53) 前掲『波瀾 電波とともに五十年』377頁
- 54) 村上聖一(2010)『民放ネットワークをめぐる議論の変遷』『NHK放送文化研究所年報』54集14頁
- 55) これについて神松一三は、GHQがアレンジした電波行政関係者のアメリカでの電波事情視察や、アメリカのカール・ムント上院議員が派遣した使節団(ムント・ミッション)の日本国内での活動が決定に影響した可能性を指摘している。他方、アメリカ本国の政府機関や日本の政界からの直接的な働きかけについては、可能性は否定できないものの、それを裏付けるには至っていないとしている。神松一三(2005)『日本テレビ放送網構想』と正力松太郎』三重大学出版会90頁
- 56) 網島毅「『6メガ・7メガ論争』の決断は間違っはなかった」前掲『電子メディアの近代史』45頁
- 57) 野村達治・高橋良「日本の放送技術をリードした『NHK 技研』」前掲『電子メディアの近代史』144頁



村上 聖一 (むらかみ・せいいち)

NHK放送文化研究所メディア研究部 チーフリード。1992年NHK入局，青森放送局，報道局を経て，2007年より放送文化研究所勤務。

論文に、「平成の放送制度改革を振り返る」『放送研究と調査』（2023年1月号）／「戦前・戦時期日本の放送規制」『NHK放送文化研究所年報』（2020年）など。